

本WGの成果のまとめ方（案） について

平成28年12月22日
データ流通促進WG事務局

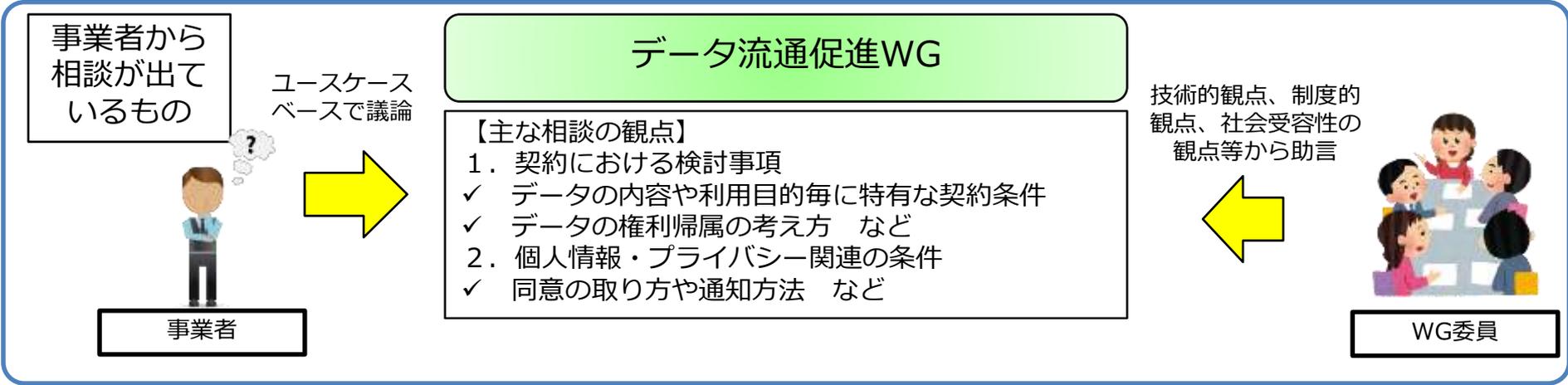
これまでのデータ流通促進WGの活動について

#	データ流通促進WG	カメラ画像利活用SWG (データ流通促進WGの作業部会として設置)
主旨	BtoBにおけるデータ取引契約等の際に課題となる事象についてユースケースベースで検討すべき項目を明らかにする(相談が出ている事業者に対して助言する)	左記ユースケースのうち、特にカメラ画像の利活用に関して、事業者が配慮すべき事項(主に、取得時の配慮、利用時の配慮、必要な安全管理策)と生活者に対する透明性の担保の方法を中心に、ユースケースベースで集中的に議論する
設置時期	平成28年1月	平成28年7月
実施形式	原則、非公開(一部、公開で実施)	公開
現時点での開催回数と今後の予定	11回開催済み (※平成28年1月～平成29年2月までを目途に、あと2回程度開催予定)	全4回開催済み
これまでに扱ったユースケース	16個 ・B2B取引に関するもの(12個) ・P/F市場取引に関するもの(4個)	5個 ・店舗内カメラ、車載カメラなど
資料の取り扱いについて	IoT推進コンソーシアムのホームページ(http://www.iotac.jp/wg/data/) に資料一式を公開中(※データ流通促進WGについては、公開形式で実施した回の分のみ)	
成果のまとめ方について	本WGで相談があった事業者のみならず、データ流通を伴うビジネスを検討している事業者に対しても後押しするために、本WGで助言いただいた内容を整理・公開する	本SWGで議論した内容を、ガイドブックとして明文化し、公開する(年内にパブコメがあった内容を精査し、今年度中に公開予定)



本WGの成果のとりまとめ方法について、次頁以降に事務局案を記載しています。

本WGの成果のまとめ方について（案）



データ流通促進WG

- 【主な相談の観点】
- 1. 契約における検討事項
 - ✓ データの内容や利用目的毎に特有な契約条件
 - ✓ データの権利帰属の考え方 など
 - 2. 個人情報・プライバシー関連の条件
 - ✓ 同意の取り方や通知方法 など



#	内容	詳細
1	本WGで相談があったユースケース毎に議論の結果をまとめる	本WGで相談があったユースケース毎に、概要及び事業者が悩んでいる課題に対して、本WG委員から助言があった内容を、 社名を伏せた形 でまとめる
2	本WGで相談があったユースケースを類型化し、配慮事項のポイント等をまとめる	上記「1.」の全てのユースケースに対し、 取引形態に応じた類型化 を行い、WG委員からの助言を基に、推奨される配慮事項としてまとめる



取り纏め



「データ流通に関する事例集（仮称）」
 ※IoT推進コンソーシアムのホームページ等で公開予定

「データ流通に関する事例集（仮称）」の目次（案）

1. 本WGの概要について（目的、スコープなど）

2. 本WGの構成員について

3. 本WGで相談があったユースケースについて → P.5～P.7に案を記載

➤ 個別のユースケースの相談内容に対し、社名を伏せた形で本WG委員からいただいた助言を記載する。

① 本WGで相談があったユースケースのサマリ

② 個別ユースケースの検討結果

- 契約関係とデータの流れ等を図示する

- 事業者からの相談事項に基づいて、WG委員から「技術的観点・制度的観点・社会良識と社会受容性の観点」等からいただいた助言を記載する

4. ユースケースのまとめについて → P.9～P.11に案を記載

➤ 本WGでの審議結果を整理し、まとめとして記載する。

① まとめ方にあたって

② B2B取引形態に応じた、ユースケースの汎化/類型化

- 上記の類型に対し、WG委員からの助言を基にして**データ流通サイクル（取得、加工、提供など）に沿った配慮事項（契約内容、データの扱いなど）**を示す。

5. その他、データ流通を伴うビジネスに参考となる情報 → P.13に案を記載

【記載内容（案）】

3. 本WGで相談があったユース ケースについて

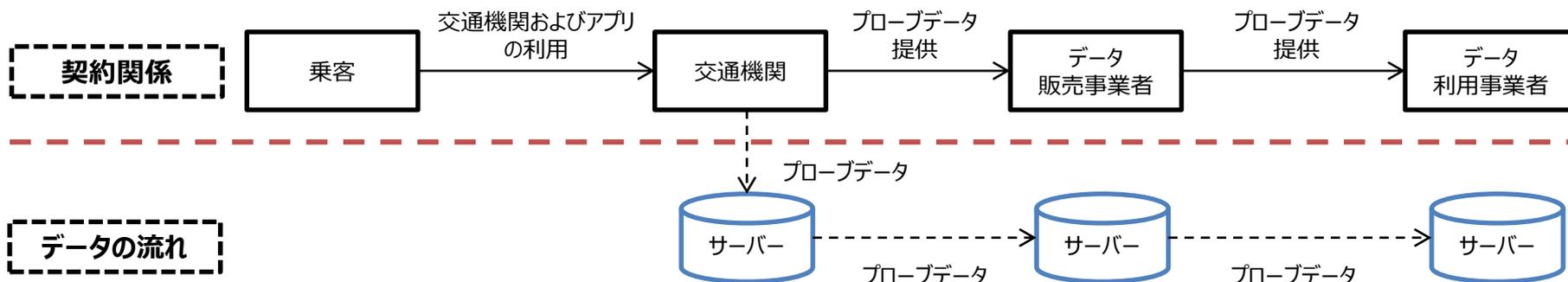
①本WGで相談があったユースケースサマリ（イメージ）

分類	ユースケース	取り扱うデータ	事業者から相談があった内容（抜粋）
B2B （B2B2Cを含む）におけるデータ利用の相談	＜検討事例1＞ 商用車のプローブデータを集約し、渋滞分析や、都市計画立案等の支援への活用	タクシー、バス、トラック等の緑ナンバー車両のプローブ情報	<ul style="list-style-type: none"> 集約して利用する際に、ドライバーに対して同意を取るべきか 各法人の配車管理等のデータの提供時の契約留意点は何か 他
	＜検討事例2＞ 移動履歴をヒートマップ等で可視化し、マーケティング等へ利用	アプリケーションによって取得される人の移動履歴	<ul style="list-style-type: none"> 提供先である事業者が「信頼できる」とする観点は何か 他
	＜検討事例3＞ 地域住民の個人情報を活用した行政サービス（見守り、減災など）	住民の個人情報、位置情報 など	<ul style="list-style-type: none"> 自治体からの委託を受け、公共性の高いサービスを行う上での個人情報の取扱いで留意する点は何か 他
	＜検討事例4＞ ドライバーのバイタルデータを活用したヘルスケアサービス	心拍、心電、健康診断結果 など	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮個人情報にあたるか データ利用を行う場合に、利用用途の制限をどのようにかけたら良いか 他
	＜検討事例5＞ ・・・	・・・	・・・
データ市場型におけるデータ利用の相談	＜検討事例1＞ 観光客の属性情報を活用して的確なレコメンデーションへ利用	年齢、趣味など	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のコントロールの下で属性情報（趣味嗜好など）を共同利用するにあたっての配慮事項 他
	＜検討事例2＞ 情報流通交換市場の創設	様々なセンサーデータ	<ul style="list-style-type: none"> 市場の公平性・中立性の担保の方法 データ提供者へのインセンティブの種類 データの正しさ等信頼性の担保の仕方 他
	＜検討事例3＞ ・・・	・・・	・・・

②個別ユースケースの検討結果（イメージ）

〈検討事例1〉商用車のプローブデータを集約し、渋滞分析や、都市計画立案等の支援への活用について

交通機関が収集した乗客のプローブデータを、第三者提供等、収集当時の利用目的とは異なる目的で流通させることの可否や流通時に留意すべき契約条件、データの加工方法や同意取得時の説明内容について。



取引当事者	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通機関 : バス、タクシー、電車等の交通機関で、乗客からプローブデータを取得する事業者。プローブデータは別途提供するアプリケーションを介して取得。 ● データ販売事業者 : 各交通機関の業界団体等で、交通機関からデータの提供（売買、使用許諾等）を受け、データの利用を希望する事業者へ提供を行う事業者。 ● データ利用事業者 : 自社のサービスでのプローブデータの活用を希望する事業者
対象となるデータ	交通機関利用者のプローブデータ（乗車した車両のID（利用時は任意のIDに変換）・乗降時刻・走行位置・走行速度等の情報で個人が特定される情報は含まない。）
契約関係とデータの流れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 発生する契約 <ul style="list-style-type: none"> 乗客⇔交通機関 : 運送契約・プローブデータの利用に関する同意 交通機関⇔データ販売事業者 : プローブデータ提供契約（売買、使用許諾） データ販売事業者⇔データ利用事業者 : プローブデータ提供契約（売買、使用許諾） ● プローブデータ提供の流れ <p>交通機関が乗客のプローブデータを取得 → 交通機関が乗客からの同意に基づきデータ販売業者に提供 → データ販売事業者は自らの利用はせず、データ利用業者に提供。</p>

②個別ユースケースの検討結果（イメージ続き）

<p>データ利用事業者による データの利用目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他のデータ（人流情報等）と掛け合わせて利用傾向等の観点から動態データを分析し、渋滞等を考慮した最適なダイヤ作成や経路設定など ・交通情報（時間帯毎の通行可能な道路等）を把握し、都市計画の立案への利用 など
<p>委員からの指摘・提案 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 集約して利用する際に、ドライバーに対して同意をとるべきか ● 今回対象と想定しているデータについては、データ単体では個人を特定する可能性は低い。但し、複数の交通機関のデータが組み合わさった場合、個人を特定する可能性はある。その場合は個人情報第三者提供に該当する。 ● 交通機関またはデータ販売事業者側利用についてオプトアウトできる仕組みを用意しておく配慮をすると、安心感が生まれるのではないか。 ● 各法人の配車管理等のデータの提供時の契約留意点について ● 流通、利用にあたっては、他の情報との組み合わせで個人が特定されないよう留意すること ● 個人が特定可能なデータが含まれている場合は、契約において当該データは個人情報として取り扱う旨定めることも相手方に求める安全管理措置としては有効ではないか ● 情報を加工（個人を特定される可能性がある情報を全て削除するのではなく、情報を追加すること等により個人が特定ができないようにする）したうえで提供等を行うことが望ましい。但し、個人を特定される可能性がある情報は全て削除するのではなく、情報を追加すること等により特定ができないようにするなど（住宅地のデータは座標を少しずらすなど）、加工したうえで提供等を行えば、個人に配慮しつつ、データの利用価値を残すことができる。
<p>まとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本ユースケースで対象となるデータは、単体では個人が特定できないデータのため、積極的なビジネスへの展開が期待される。 ・但し、複数のデータ組み合わせられた場合等で個人が特定される可能性がある場合については、データ販売事業者において、データの価値を損なわない範囲で加工し、提供することが必要である。

【記載内容（案）】
4. ユースケースのまとめにつ
いて

①まとめ方にあたって（案）

◎本WGでの審議結果について【事務局分析】

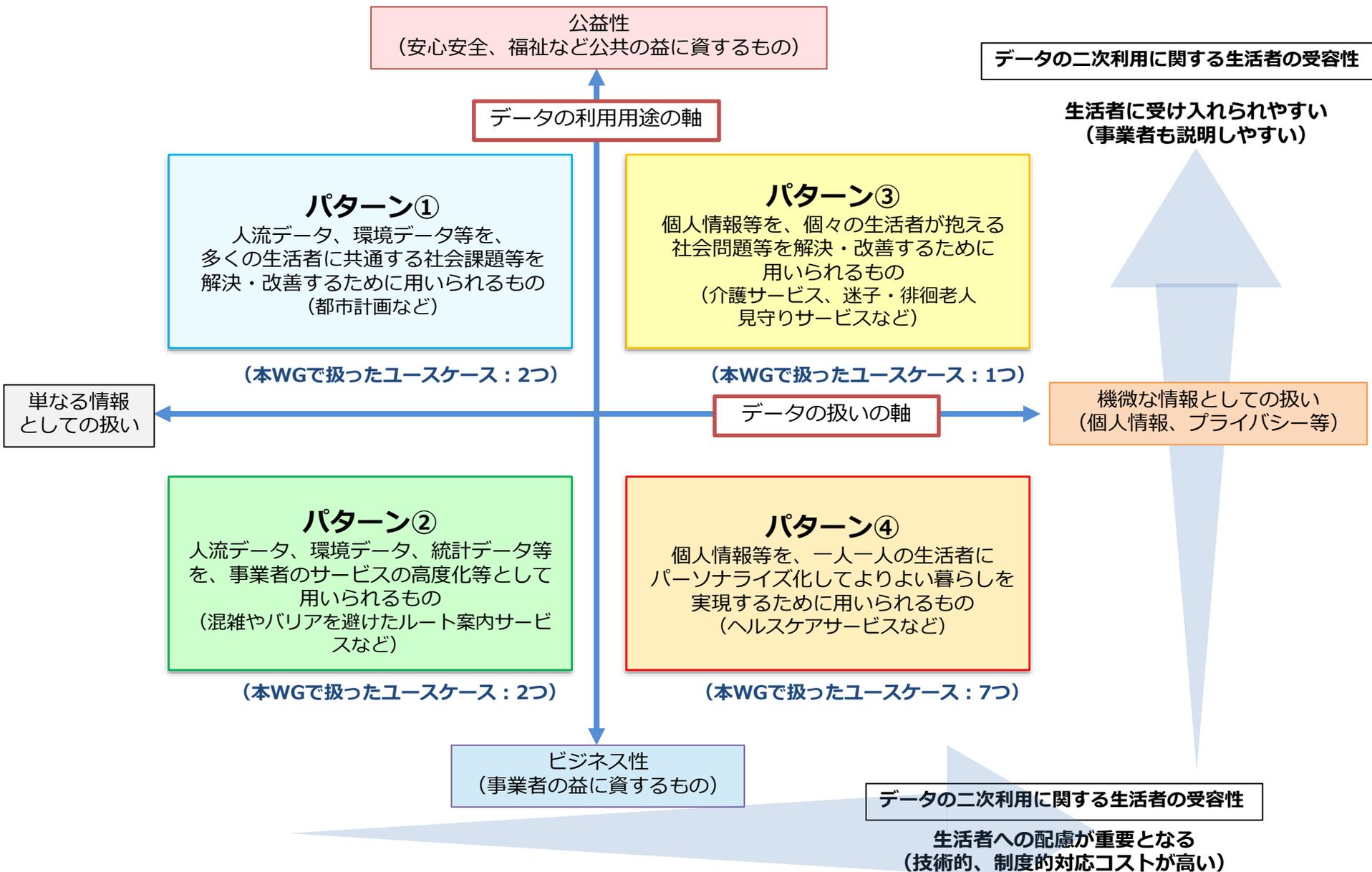
1. 本WGで扱ったユースケースは「B2B（B2B2C）モデル」と「プラットフォーム市場モデル」に大別されるとともに、それぞれのモデルで、事業者からの具体的な相談事項が異なっている
 - ・ B2B（B2B2C）モデルの場合の相談事項
 - ・ データ提供にあたっての同意の取り方、通知方法
 - ・ 第三者提供に関する配慮事項 など
 - ・ プラットフォーム市場モデルの場合の相談事項
 - ・ プラットフォーム市場の中立性担保の方法
 - ・ 市場のステークホルダーの権利関係の整理 など
2. 本WG委員からの具体的な助言内容は、「データの種類（個人情報やプライバシー情報の有無）」と「データの利用用途（公共性が高いものか、ビジネス性が高いものか）」により異なっている
3. プラットフォーム市場モデルについては、一部、構想段階に止まっている相談が多く、もう少しビジネスモデルを具体化してから再度WGで審議する方向で検討している



◎まとめ方の方針（案）

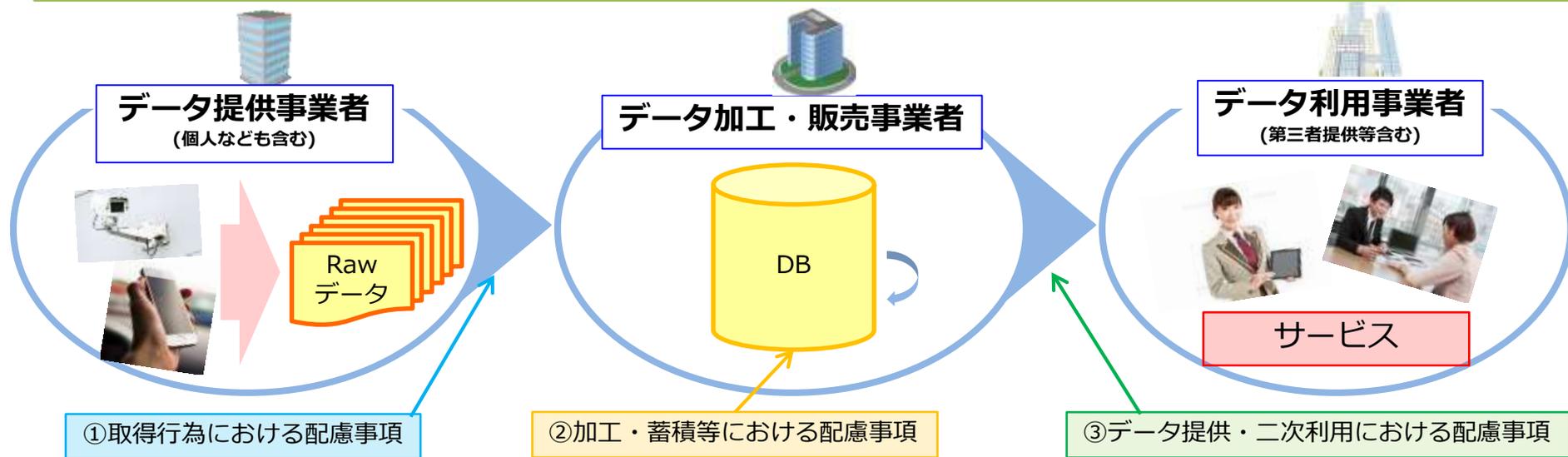
- ・ B2B（B2B2C）モデルについては、上記②を軸に4象限で類型化し、助言内容をまとめる
- ・ プラットフォーム市場モデルについては、具体的なユースケースが不足しているので、今年度は個別のユースケースの検討結果のみをまとめる（次年度以降、具体的なユースケースが積みあがってきたら、「データ流通に関する事例集（仮称）」に反映する）

② B2B取引形態に応じた、ユースケースの汎化/類型化 (案)



② B2B取引形態に応じたユースケースの汎化/類型化（案）

- 前頁で示した類型パターン（パターン①～パターン④）に対し、それぞれ下図表に示したデータ流通サイクルにおける配慮事項を記載する。



データ流通サイクル	配慮事項の項目（例）
（1）取得行為における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 利用の目的、範囲の明示について 利用者への通知の仕方、同意の取り方について データの権利帰属の考え方について など
（2）加工・蓄積における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> プライバシー等に配慮した加工・蓄積等の考え方について など
（3）提供・二次利用における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 委託、共同利用、第三者提供の際の契約の考え方について データ利用に起因する紛争対応責任関係の整理について（免責事項の考え方） データ利用事業者の信頼性担保について など

個別のユースケースの検討結果（P.7）でWG委員からの指摘・提案事項を基に記載する

【記載内容（案）】

5. その他、データ流通を伴うビジネスに参考となる情報について

その他、データ流通を伴うビジネスに参考となる情報として記載するもの（案）

1. データ流通を伴うビジネスの事例について

- P.10で示したパターン①～④に該当する国内外の代表的なユースケースの概要をそれぞれ1～2つ程度記載する

2. 自己の情報のコントロールについて

① パーソナルデータ・マーケット・プレイス

→具体例として、情報銀行などの概要を記載する

② VRM (Vender Relationship Management)

→ツールの概要を記載する

3. 信頼性が担保された枠組みでのデータ流通について

- ID連携トラストフレームワーク 他

情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会第Ⅱ期中間整理（平成28年5月内閣官房IT総合戦略室）（※）との整合を取りながら、概要を記載する。

（※）情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会第Ⅱ期中間整理

（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/pdf/chuukanseiri2_1.pdf）

→「安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化」に関し、データ流通環境の整備の必要性や、論点及び将来に向けて必要な検討などをまとめたもの

本日もご意見いただきたい点

1. 「データ流通に関する事例集（仮称）」の構成で、不足している点等はあるか【P.3に記載】
2. ユースケースのまとめについて、データ流通における配慮事項について、特に強調して記載すべき点等はあるか【P.11に記載】
3. その他、お気づきの点はあるか